

下請等取引条件改善策の進捗状況について

平成29年6月

トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み（進捗状況）①

項目	取組	進捗状況
①自主行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 関係業界に対し自主行動計画の策定要請 	<ul style="list-style-type: none"> 28年11月、根本大臣政務官から全日本トラック協会の手続き者に対し、「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定を要請。 本年3月、全日本トラック協会理事会において、「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」について承認。 全日本トラック協会物流ネットワーク委員会に属する大手19事業者において、6月末を目途とし、当該自主行動計画を基に各社毎の自主行動計画の策定に向け作業中。 また、本年3月、国土交通省から、倉庫業団体等に対し、「トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主（運送委託者を含む）等の自主行動計画」の策定等を要請。
②荷主への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ドライバーの労働時間ルールの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ドライバーの労働時間に関するルール等をまとめたリーフレット（1枚もの）を作成し、荷主所管省庁の協力を得て、荷主関係団体に配付済み。 引き続き、荷主との協議会など各機会を捉えてリーフレットを配付し、荷主への周知を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 荷主所管省庁への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 28年12月、根本大臣政務官から経済産業省及び農林水産省に対し、取引条件の改善に向けた荷主への働きかけについて協力を要請。 協力要請後、業種別下請ガイドラインの改訂に際し、トラック下請ガイドラインの内容の反映等により周知。
	<ul style="list-style-type: none"> 不適切事例（リーフレット）の作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な取引事例のリーフレット及び価格交渉ノウハウハンドブックを作成。 各都道府県のトラック協会、全都道府県に設置された荷主との協議会等において配付。
③交渉しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> トラック運送事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック作成・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 2月～3月の間、全国9ブロックで「トラック運送における生産性向上セミナー」を開催。トラック運送事業者754名、荷主269名が参加。 トラック協会の主催による「トラック運送における生産性向上セミナー」を、6月中旬以降、各都道府県単位で開催予定。

トラック運送に係る取引条件改善に向けた取り組み（進捗状況）②

項目		取組	進捗状況
④法令の運用	貨物自動車運送事業法	・トラック運送事業者に荷積み・荷下ろし開始・終了の日時等の記録の義務付け。	・パブリックコメント等必要な手続きを経て、貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)を改正し、 <u>5月31日公布、7月1日施行</u> 。
		・荷主勧告制度の運用改善検討	・過労運転等の違反情報を得た場合に荷主に対し改善に向けた協力を早期に要請できるようにするなど、運用を見直し。 <u>(6月中に通達改正、7月から運用開始)</u>
	業種別ガイドライン	・トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの改訂	・下請法の運用基準の改定、荷積み・荷下ろし日時等の記録の義務づけ、荷主勧告制度の運用改善を踏まえ、また、取引条件の改善に向けさらに追加すべき事項を整理し、 <u>7月改訂</u> 。
	独禁法	・物流特殊指定調査の拡充（28年10月、荷主向け調査票を倍増して発送（1.5万通→3万通））	・引き続き、物流特殊指定の調査対象の選定に資するよう、国土交通省から公正取引委員会に荷主に係る情報を提供。 ・本年3月、公正取引委員会において、調査結果を踏まえ、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた707名の荷主に対し、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送。
⑤トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会	・パイロット事業の実施	・47都道府県に設置されている地方協議会において、荷主と共に労働時間の改善を図る実証実験（パイロット事業）を実施中。 ・5月19日に中央協議会を開催し、 <u>28年度の結果をとりまとめ報告</u> 。今後、各種取組内容に関する情報を整理し、国交省HPへの掲載等により全国展開を図る。	
⑥運賃・料金検討会	・トラック運送業の適正運賃・料金検討会	・運賃・料金の収受実態等に関するアンケートを実施。 ・運賃と料金の範囲を明確化し標準貨物自動車運送約款等の改正を予定。 <u>(6月中にパブコメを実施し、7月に改正、10月施行予定)</u> 。	

トラックドライバーの長時間労働を改善し、輸送の安全の確保を図るべく、荷待ち時間の実態を把握するとともに、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、荷待ち時間記録等を新たにトラック運送事業者に義務付ける省令改正(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令)を行う。

○ 改正の概要

(1) 荷待ち時間等の記録の義務付け(輸送安全規則第8条関係)

トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、

- ・集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)
 - ・集貨地点等に到着した日時
 - ・集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- 等について記録し、1年間保存しなければならないこととする。

(2) 適正な取引の確保(輸送安全規則第9条の4関係)

輸送安全規則第9条の4では、従前から、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と協力し、適正な取引を確保することを努力義務としているところ、

荷主の都合による集荷地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加えることとする。

○スケジュール

公布:平成29年5月31日(水)

施行:平成29年7月1日(土)

<義務付け対象> 車両総重量8トン以上 又は 最大積載量5トン以上

中型トラック（8トン以上）



大型トラック（11トン以上）



<義務付け対象外>

車両総重量8トン未満
又は
最大積載量5トン未満

小型トラック

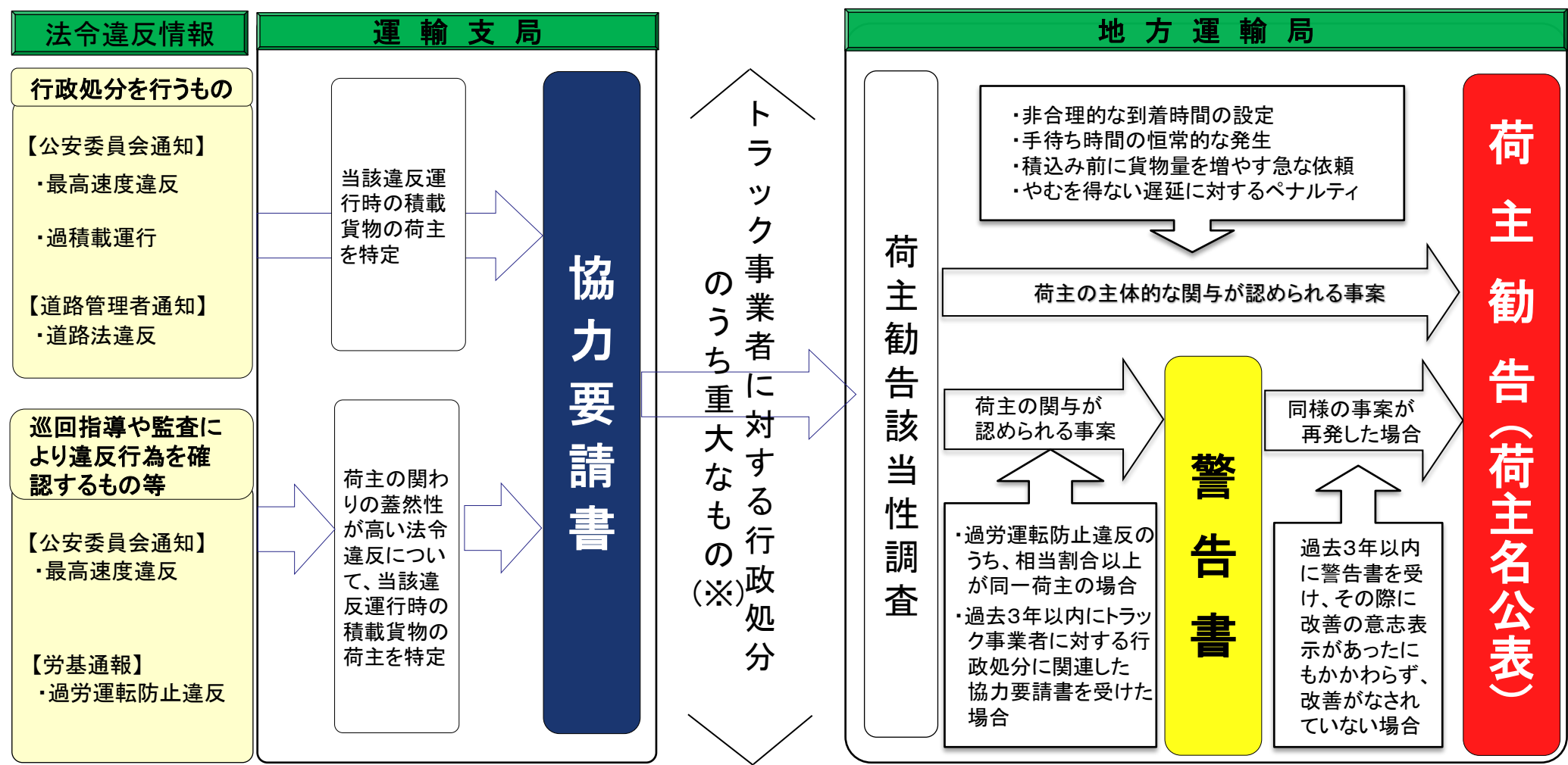


〈現行の問題点〉

- 荷主勧告や警告の判断基準が不明確であり、荷主の関与の有無についての判断が困難。(荷主勧告は、これまで発動実績がない。)
- 行政処分が前提となっており時間を要していたため、荷主へ早期に働きかけることができない。

〈新たな措置: 通達を改正〉

- 荷主勧告の発動基準及び荷主関与の判断基準をより明確化。
- 荷主関与の蓋然性が高い法令違反情報に対して、迅速に荷主を特定し改善の協力を要請する仕組みを創設。



(※)行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。 5

荷主勧告に該当すると想定される事案

端 緒

労働基準監督署からの通知

死亡事故等社会的影響の大きい事案

公安委員会からの通知

道路管理者からの通知

トラック事業者に対する監査

荷主勧告該当性調査

<荷待ち時間の恒常的な発生>

(例) トラック事業者が過労運転防止に違反しており、違反の原因を調査したところ、荷待ち時間が恒常的に発生しており、かつ、トラック事業者から荷主に対し改善を申し込んだにも関わらず改善されていなかった場合

<非合理的な到着時刻の設定>

(例) トラック事業者が死亡事故等を起こし最高速度違反が認められた場合であって、違反の原因を調査したところ、荷主から適切な運行では間に合わない到着時刻を指定されていたことが判明した場合
(高速道路を使用しないと間に合わないが、高速道路料金の支払いがないため一般道路を走行せざるを得ず、最高速度違反になった等)

<やむを得ない遅延に対するペナルティ>

(例) トラック事業者が過労運転防止に違反しており、違反の原因を調査した結果、理由の如何に関わらず遅延したことをもって商品買取等のペナルティが課されていたことから、着時刻に間に合わすために連続運転時間等の基準を遵守できなかった場合

<積込み直前に貨物量を増やす急な依頼>

(例) トラック事業者が過積載運行を行っており、違反の原因を調査したところ、積込み直前に荷主から貨物量を2倍以上増やすよう急に指示され、過積載とは認識しつつ荷主から取引解消を示唆されたため断り切れなかった場合

<同様の事案が再発した場合>

(例) 過去3年以内に警告書を発出し、荷主から改善の意思表示あったにも関わらず、事故や違反の原因を調査した結果、当該荷主による改善がなされていないために同様の法令違反行為が再発した場合

荷主勧告

荷主名公表

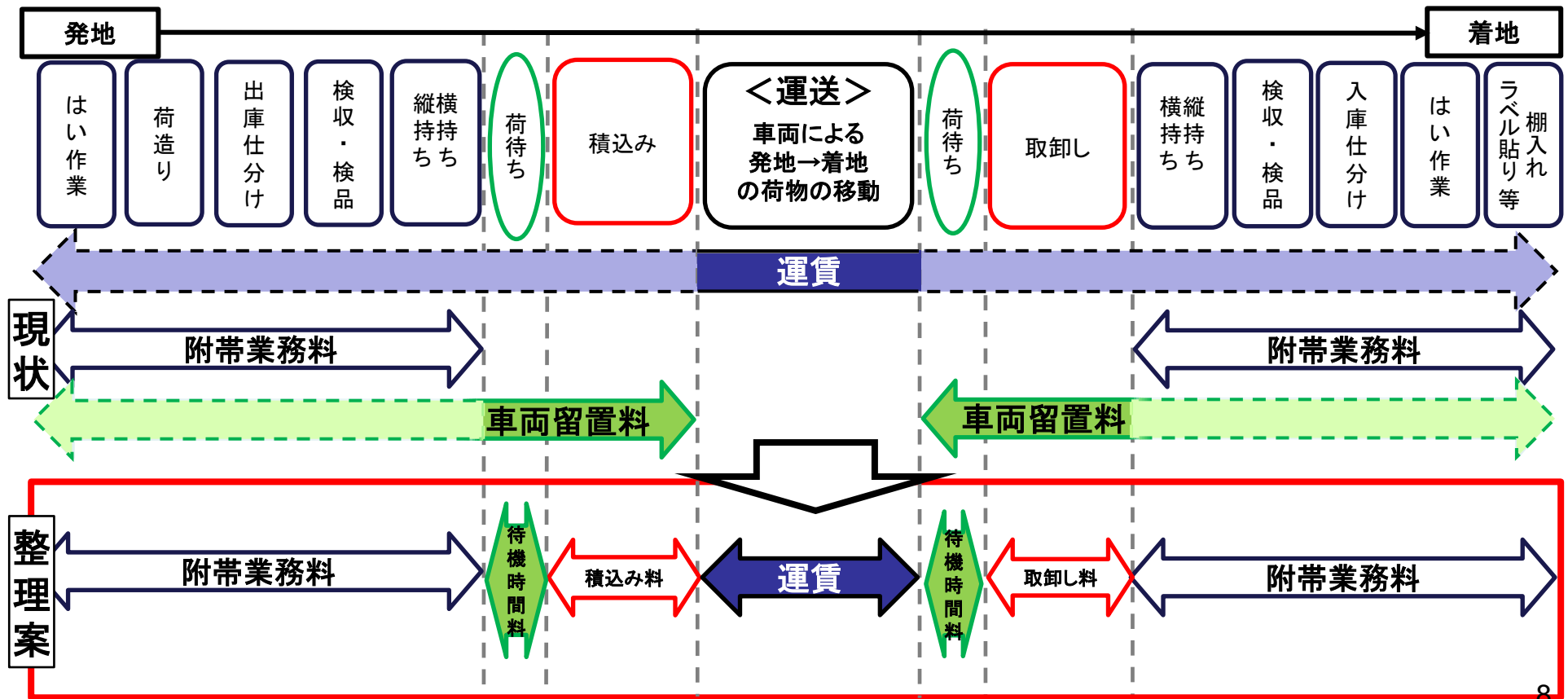
貨物自動車運送事業法

(荷主への勧告)

第六十四条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)が第十七条第一項から第三項まで(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第二十三条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三条第一号(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)に該当したことにより第三十三条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積み込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積み込み又は取卸しに対する対価を「積み込み料」及び「取卸し料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加する。等



(※)はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

トラック運送の取引条件改善に向けた取組み

		29年 ~1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月~
①自主行動計画		自主行動計画策定			大手19事業者において 各社の自主行動計画策定				
②荷主への働きかけ		業種別ガイドラインへの 反映 等			各都道府県の協議会等において周知・浸透				
		不適切事例集の周知							
③交渉しやすい環境づくり		価格交渉ハンドブックの周知・ セミナー開催			各都道府県の協議会や業界団体による セミナー等において周知・浸透				
		原価計算 普及促進 リーフレットの作成・周知							
④法令の運用	独禁法	物流特殊指定調査の拡充 (荷主調査・トラック事業者調査)			調査結果に応じて事件処理				
	業種別 ガイドライン	トラック事業に係るガイドラインの改訂						改訂ガイドライン の普及促進	
	輸送安全規則 改正	改正に向けた調整			パブリック コメント	省令 改正作業	公布・ 周知期間	施行	
	荷主勧告	運用に向けた 検討・調整		パブリック コメント	通達改正作業・地方局との調整			本格運用開始	
⑤トラック輸送における取引 環境・労働時間改善協議会		パイロット事業(1年目) 実施・結果とりまとめ				協議会	パイロット事業(2年目)		
⑥運賃・料金検討会		運賃・料金のあり方検討 (運賃・料金別立て方策等)				標準運送約款の 改正・パブコメ		必要な措置の 実施・浸透	

○ 自主行動計画の策定（日本建設業連合会）

- 日建連は「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を策定（平成29年3月）
※ 国交省と日建連で協力してフォローアップ

○ 下請代金の支払手段の見直し

- 下請代金の支払手段の見直しを踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂（平成29年3月）

○ 建設業者と金属加工業者との適正取引に向けた対応

- 建設業者と金属加工業者との取引上の課題について、国交省と経産省連名の文書を建設業団体に発出し、取引適正化を要請（平成29年3月）

○ 建設業における社会保険加入対策

- 適切な法定福利費を含んだ額で発注するよう、主要な民間発注者団体へ通知（平成29年3月）
- 本年4月以降、国土交通省直轄工事において二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定
- 第1回建設業社会保険推進連絡協議会を開催（平成29年5月）

○ 安全衛生経費の確保

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を閣議決定（平成29年6月9日）

- 下請取引の改善に向けては、業界内部の努力に加え、発注者の理解と協力が必要。

建設業者

下請

元請

<課題>

- ①発注の平準化
- ②適正な工期(週休2日)
- ③現金払い・支払期日
- ④法定福利費支払い
- ⑤安全衛生経費支払い

発注者
(公共・民間)

<今後の取組>

- ・働き方改革実行計画に基づき、発注者を含めた協議会を開催予定

(参考)働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)(抄)

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置する。

- ・適切な工期設定等に関するガイドラインの策定を検討

- ・国交省直轄工事における週休2日確保の取組を地方公共団体にも拡大

(参考)国交省直轄工事における週休2日対象工事 平成28年度:824件、平成29年度:2000件程度

- ・標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加

- 建設業の取引改善のため、地方公共団体において推進すべき取組
・ダンピング対策の徹底 ・施工時期等の平準化 ・社会保険への加入促進 など
- こうした取組が市町村レベルまで徹底されるよう、以下のような先進的な取組事例を集め、今夏中に事例集を策定予定。

※ 平成28年4月に策定した平準化の取組事例集については、市町村の取組事例を加え、本年3月に増補改訂し公表したところ

新潟県柏崎市

- **歩切りの根絶**
 - 品確法改正直後のH27.1調査時点ですでに歩切りを行って
おらず、現在も実施していない。
- **低入札価格調査・最低制限価格制度の活用**
 - 本年4月の国における低入札調査基準価格の改正に合わせ、
同市においても同様の措置を実施
※ 直接工事費の算入率を0.95⇒0.97に上げ
- **発注や施工時期の平準化（債務負担行為の活用）**
 - H29年度分の工事について、年度当初からの早期執行が可能
となるよう前年度までに契約を締結する「ゼロ市債」を活用
※ H29年度工事にて13件、7,700万円を設定
- **その他の取組**
 - H29・H30年度の入札参加資格審査で、有資格者名簿の登録を
社会保険加入業者に限定。
 - 入札参加資格審査において、障害者や若年者、女性技術者の
雇用・育成状況、就業体験・職場体験の受入状況、消防団への
協力状況等について加点点評価。

山口県周南市

- **歩切りの根絶**
 - 品確法改正直後のH27.1調査時点ですでに歩切りを行って
おらず、現在も実施していない。
- **予定価格の適正な設定**
 - 国が行った設計労務単価の引上げ前倒しを踏まえ、同市も
同様の措置を実施。（※ H29.3.1より約3%の引上げを実施）
- **低入札価格調査・最低制限価格制度の活用**
 - H26.6.1に低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式
を改定（設定範囲、直接工事費・一般管理費等の算入率を国
よりも高い水準で設定）
※ 上下限値の廃止、直接工事費の全額算入、一般管理費等の算入率を上げ
- **発注や施工時期の平準化（債務負担行為の活用）**
 - 第1四半期における予算の執行促進とともに、債務負担行為
を活用した平準化対策事業（※）を実施。
※ H27年度:約6,300万円、H28年度:約500万円設定
- **その他の取組**
 - H29・30年度の入札参加資格審査で、有資格者名簿の登録を
社会保険加入業者に限定。

項目	取組	進捗状況
①自主行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・関係業界に対し自主行動計画の策定要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・28年12月21日、根本大臣政務官から日本建設業連合会に対し「建設業の適正取引推進のための自主行動計画」の策定を要請。 ・日建連は「<u>下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画</u>」を策定し、本年3月28日、政務官へ報告。
②下請代金の支払手段の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業団体への周知 ・建設業法令遵守ガイドラインの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・中企庁による下請代金の支払手段の通達見直し等について、28年12月20日、経産・国交・公取委連名で建設業団体あて周知徹底を要請。 ・下請代金の支払手段の見直し等を踏まえ、本年3月29日、建設業法令遵守ガイドラインを改訂。
③建設業者と金属加工業者との適正取引に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体への要請文書の発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>建設業者と金属加工業者との取引上の問題点</u>について、国交省と経産省は、本年3月29日、担当局長連名の文書を106の建設業者団体に発出し、取引適正化を要請。
④建設業取引適正化推進月間（11月）	<ul style="list-style-type: none"> ・取引適正化に向けた講習会の開催 ・集中立入検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局各ブロックで講習会を開催。 ・見やすさ、読みやすさを重視した下請取引適正化リーフレットを新たに作成し、広く配布。

項目	取組	進捗状況
⑤技能労働者の適切な賃金水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事設計労務単価の引き上げ ・政務より業界団体へ適切な賃金の支払い等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年2月10日に公共工事設計労務単価の5年連続引き上げを公表、3月1日より適用 ・労務単価引き上げを踏まえ、本年3月3日に大臣より業界団体へ適切な賃金の支払い等を要請
⑥建設業における社会保険加入対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な法定福利費の確保 ・社会保険未加入対策の徹底による公平な競争環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・29年3月16日、適切な法定福利費を含んだ額で発注するよう、主要な民間発注者団体へ通知。 ・29年4月以降、国土交通省直轄工事において二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定。 ・29年5月8日、第1回建設業社会保険推進連絡協議会を開催。
⑦安全衛生経費の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生経費の実態の把握 ・下請負人まで確実に支払われるような実効性ある施策の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・29年6月9日、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を閣議決定
⑧公共発注者における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なダンピング対策の実施 ・施工時期等の平準化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・29年2月10日、新たに地方公共団体の財政担当部局に対しても平準化の推進について要請。 ・29年3月14日、国のダンピング基準価格の見直しを踏まえた対応を行うよう、地方公共団体に要請。 ・29年3月31日、地方公共団体における先進的な平準化事例集を増補改訂・公表。

項目	主な実施事項
基本的考え方	<p>以下の原則を確認するとともに、Ⅰ. 及びⅡ. に基づき、下請取引の適正化について取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法等関係法令、建設業法令遵守ガイドライン等を遵守 ・協力会社との双方向コミュニケーションを強化し、相互信頼に基づく対等なパートナーシップを形成 ・主要な協力会社との共存共栄 ・協力会社とともに担い手の処遇改善を推進 ・行き過ぎた重層下請け構造の改善（可能な分野で原則二次まで）
Ⅰ. 下請取引の適正化	<p>(1) 合理的な請負代金と工期の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な見積期間の設定。工事内容や代金支払時期・方法等、具体的な見積条件の提示。 ・見積りの際に、法定福利費等処遇改善に必要な経費などを適切に考慮するよう、協力会社へ要請。 ・根拠のない工期短縮の要請は現に慎み、適正な休日の確保について十分留意。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(2) 適正な請負契約の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に規定の14項目を記載した契約書を、着工前に取り交わすことを徹底。（追加・変更含む。） ・下請契約の締結にあたっては、双方が対等な立場で協議することを徹底。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(3) 下請代金支払の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現金払とし、手形併用の際は、現金比率を高めることに留意。労務費相当分の現金払を徹底。 ・手形の現金化にかかる割引料等のコストが協力会社の負担とならないよう、下請代金の額を十分協議。 ・手形期間は120日以内で、できる限り短い期間とし、将来的に60日を目標として改善に努める。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(4) 協力会社に対する普及啓発・支援活動及び定期的なフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力会社が行う建設技能者の活用・育成活動への支援。 ・実施事項の定期的フォローアップ及び結果のフィードバック。 <p style="text-align: right;">等</p>
Ⅱ. 適正な受注活動の徹底	<p>(1) 適正価格での受注の徹底</p> <p>原則、「不当に低い請負代金」での発注には応じない。建設技能者の処遇改善に必要な費用を十分考慮して受注。</p> <p>(2) 適正工期の確保</p> <p>民間発注者との契約締結に当たって、十分に協議を行った上で工期を設定。短い工期で契約する場合は、短工期での施工に必要な費用を前提とした請負価格での契約に努める。</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>(3) 適正な契約条件等の確保</p> <p>標準的な約款に沿った契約を締結するよう発注者に働きかけ。長期手形を交付しない、引渡し終了後の速やかな支払等、適正な支払い条件の確保を発注者に働きかけ。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
別紙 元請企業と協力会社の連携・ 協力に係る参考事例	<p>1. 本自主行動計画の内容の普及・啓発にあたっての活用できる参考事例</p> <p>①ガイドラインや通達の周知、②講習会・説明会、意見交換会の開催</p> <p>2. 協力会社や建設技能者に対する支援に向けた参考事例</p> <p>①人材採用に対する支援、②技能者教育・訓練に対する支援、③資格取得支援、優良技能者制度、④協力会社の経営安定、成長に向けた支援</p>

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について

背景

○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○立入検査における違反事例の摘出

改正概要

○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反（のおそれのある）行為事例を追加。

(例)①書面による契約締結

納期が数ヶ月先の契約を締結し、既に契約金額が確定しているにもかかわらず、実際の納入時期における資材価格の下落を踏まえ、下請負人と変更契約を締結することなく、元請負人の一方的な都合により、取り決めた代金を減額した場合

②不当に低い請負代金

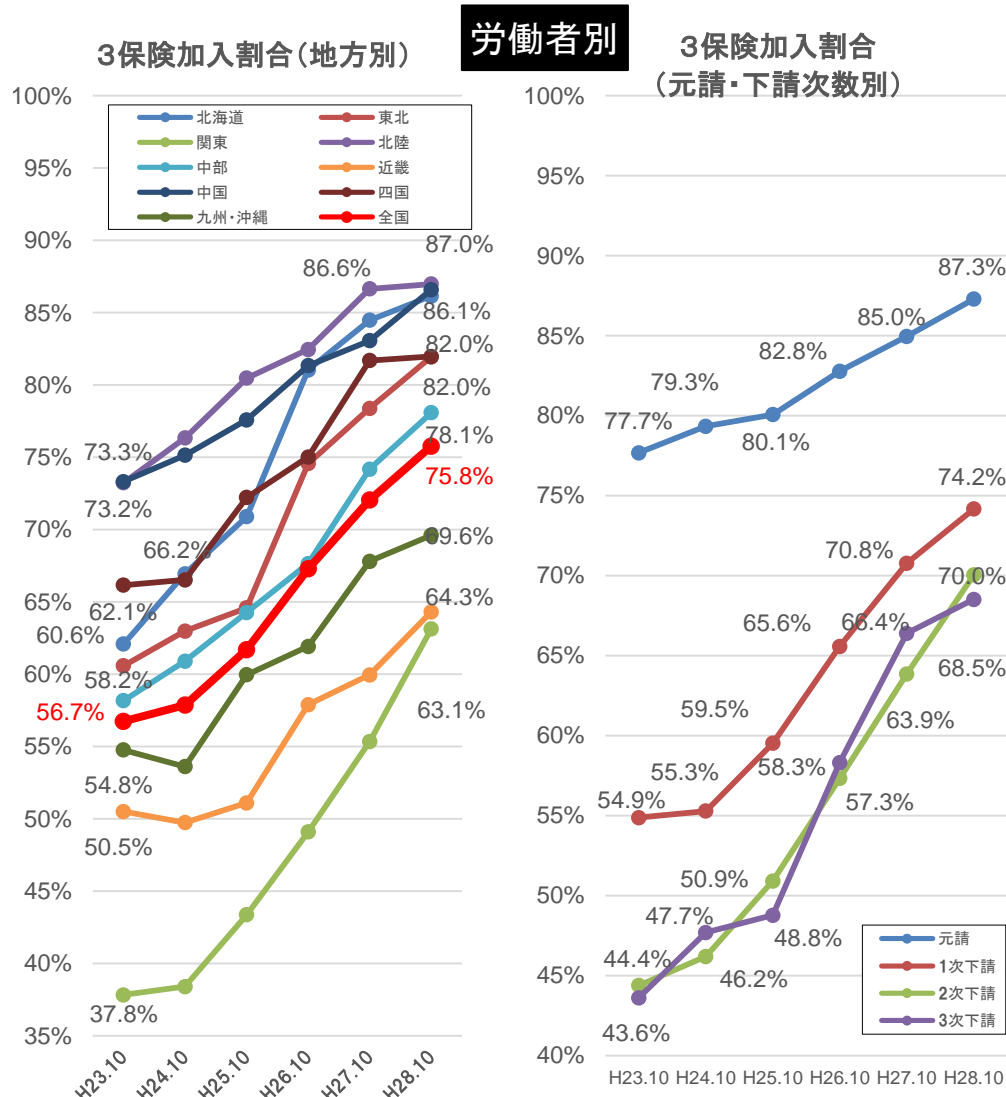
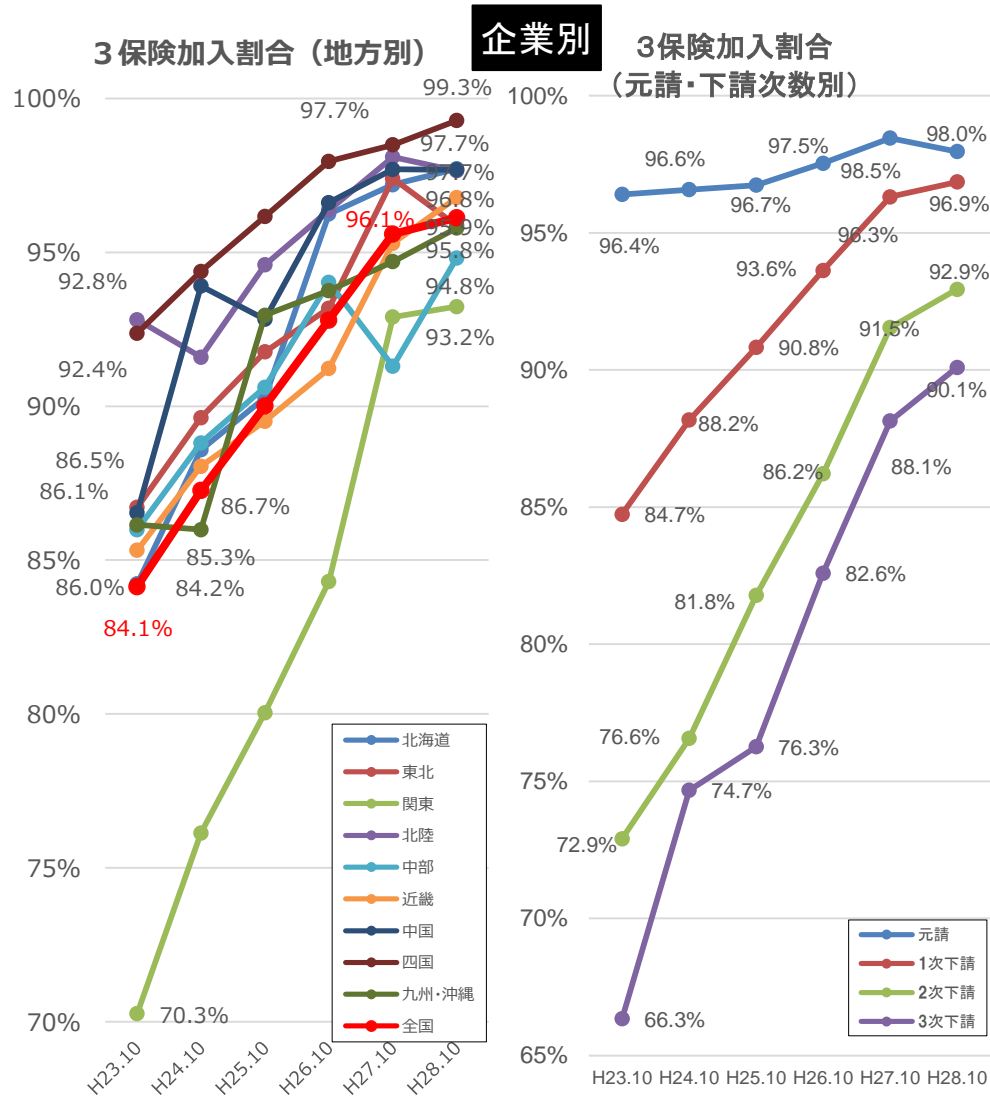
下請負人の見積書に法定福利費が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費を一方的に削除したり、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請契約を締結した場合

③支払保留・支払遅延

元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払を受けたにもかかわらず、下請負人に対して、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合に相応する下請代金を支払を受けた日から1月以内に支払わない場合

建設業における社会保険への加入状況(地域別、元請・下請次数別) 国土交通省

○ 公共事業労務費調査(平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にあります。他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。企業別では、関東と他地方との差が小さくなりました。



1. 追加的な対策の実施

○ 5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・ 地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
- ・ 地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ
- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定

② 民間発注工事における対策

- ・ 標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加
- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

⑤ 周知・啓発等の充実

- ・ 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・ 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
- ・ 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
- ・ 経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化

④ 地域における優良な取組の推進

- ・ 都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる

2. 実態の把握

○ 社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

- ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

- ・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
- ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- ・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- ・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

- ・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

(2) 工法や資機材等の開発普及の促進

- ・i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 安全衛生教育の促進

(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

- ・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

- ・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組

4. 基本計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

(2) 調査・研究の充実

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

- ・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うため、学識経験者、民間有識者、建設産業関連団体から構成される「建設産業政策会議」を設置（座長：石原邦夫 東京海上日動火災保険相談役、座長代理：大森文彦 弁護士・東洋大学法学部教授）。また、「建設産業政策会議」のもとに、3つのWG（法制度・許可WG、企業評価WG及び地域建設業WG）を設置。

【主な検討事項】

- 人口減少や高齢化、AIやIoTなどのイノベーションの進展を受けた、10年後の建設市場のあり方
- 確実に到来する労働力人口の減少を見据えた、建設業の担い手確保の取組
- 他産業との比較も踏まえた、建設業における生産性向上や働き方改革の取組
- 建設業に関連する制度の基本的枠組みの再検討
- 後継者難等が懸念される地方建設企業が、今後も「地域の守り手」として活躍し続けるための環境整備

【スケジュール】

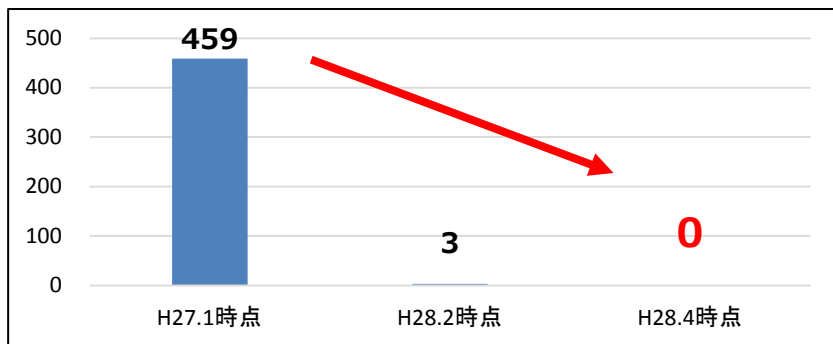
- 第1回：平成28年 10月11日
- 第2回： 12月22日
- 第3回：平成29年 1月26日
- 第4回： 3月16日
- 第5回： 5月29日
- 第6回： 6月13日
- 本年6月中： とりまとめ



歩切りの根絶

歩切りを行っていた**全ての地方公共団体**が、**歩切りを廃止**することを決定

(n=1741)

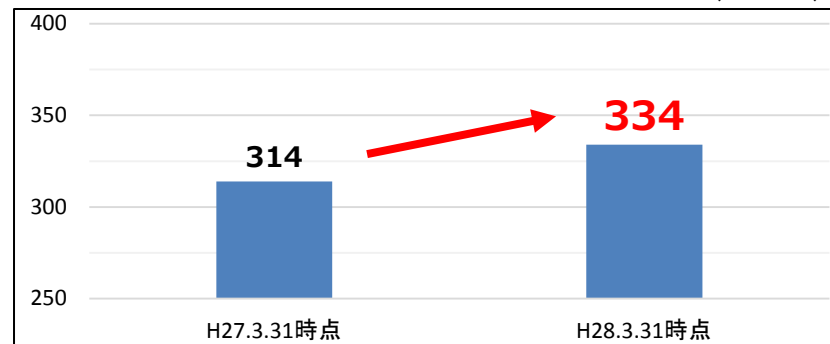


出所: 歩切りに関するフォローアップ調査

適切な設計変更

設計変更に関する業務円滑化を図るための**設計変更ガイドライン**を策定した**地方公共団体**が増加

(n=1741)

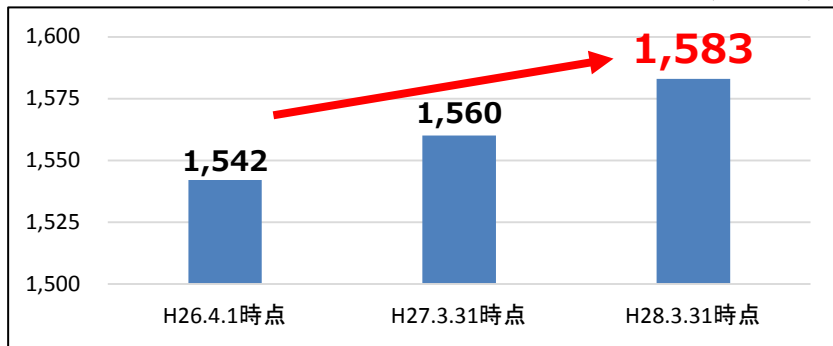


出所: 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査

最低制限価格等の設定・活用の徹底等

最低制限価格制度等の**ダンピング対策**を導入する**地方公共団体**が増加

(n=1741)

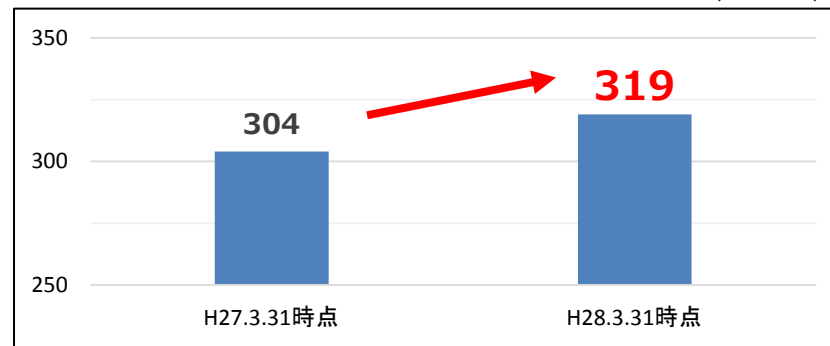


出所: 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査

発注や施工時期の平準化

施工時期等の平準化を図るため、**債務負担行為**の積極的に活用している**地方公共団体**が増加

(n=1741)



出所: 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査

- 昨年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、本年3月に改訂。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

※【 】内は先進事例として取り上げられた市区町村

① (さ) 債務負担行為の活用【 】

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)【 】

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続【 】

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し【 】

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)【 】

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施